

美世志会民事裁判一部勝訴！ ハツ田さん、小黒さんの解雇は無効！

美世志会6名がJR東日本を相手に解雇無効を求めた裁判で、本日、東京地方裁判所は、ハツ田富男さん、小黒加久則さんの解雇を無効とし、未払い賃金の一部の支払い（ハツ田さん2,255,000円、小黒さん1,613,500円）を命ずる判決を言い渡しました。しかし、梁次邦夫さん、大瀬慶逸さん、上原潤一さん、山田知さんの請求は不当にも棄却されました。

そもそも、JR浦和電車区事件は公安がデッチ上げたえん罪事件です。したがって、美世志会の仲間が解雇される理由は存在しません。それを承知でJR東日本は美世志会の仲間を解雇したのです。

さらに自ら退職し、事件をデッチ上げ、法廷で嘘の証言を繰り返してきたYを職場復帰させたJR東日本の犯罪性は弾劾されなければなりません。

JR東海労は、請求を棄却された残る4名の仲間の職場復帰のために、断固闘います。



**JR東日本は
ハツ田さん、小黒さんの解雇無効判決を履行せよ！
美世志会6名の不当解雇を取り消せ！**